

INTERMOLD2021／金型展 2021／金属プレス加工技術展 2021

新型コロナウイルス感染拡大状況への対応について

主催：一般社団法人日本金型工業会
主催：一般社団法人日本金属プレス工業協会
運営事務局：インターモールド振興会

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

明年4月に東京ビッグサイトにて開催を予定しております「INTERMOLD／金型展／金属プレス加工技術展」について、すでに皆様には出展のご案内パンフレットを送付、またはメールにてご案内を行い、現在出展申込手続きを受け付けております。

しかしながら、12月時点で新型コロナウイルス感染拡大の傾向にあり、出展のお申し込みを完了している企業や現在出展を予定、検討戴いております担当者様より、新型コロナウイルスへの対応策、開催可否に関するお問い合わせ等を頂戴しております。

現在、開催を前提に準備を進めておりますが、出展企業の皆様のご不安については、主催者および運営事務局において対応が必要であるとの認識で協議を続けて参りました。主催者および運営事務局では、設定しておりました出展規程【10. 展示会開催概要の変更または開催中止について】について、見直しを行い、臨時改定することをご報告させていただきます。

新型コロナウイルスなどの感染症拡大によるイベント開催中止の際には、出展企業よりお預かりしております出展料金については、中止決定時点により返金額の設定を行って参りましたが、今回の改定により『新型コロナウイルスなど感染症拡大によるイベント開催中止の場合には既納出展料金を全額返金する』こととさせていただきます。【次頁参照】

新型コロナウイルス感染拡大や東京オリンピック開催延期による会場問題等により、製造業界の大規模イベントが次々に中止される中、明年4月の本展開催が、この厳しい状況下にある製造業界のV字回復に少しでも貢献できるよう、実現に向けて努めて参ります。

主催者及び運営事務局では、引き続き出展者様、来場者様、展示会関係各者様の健康と安全面を考慮した開催準備を進めて参ります。

皆様には多大なるご支援、ご協力をお願いすることとなりますが、今回の改定が皆様のご負担を少しでも軽減できればと考えております。

何かとご多忙の時期とは存じますが、本案内をご検証いただき、本展への出展を賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ】 インターモールド振興会（株式会社テレビ大阪エクスプロ内）

〒540-0008 大阪市中央区大手前 1-2-15

TEL:06-6944-9911

Email imjimukyoku@tvoe.co.jp

臨時規程改定部分

2021年開催案内パンフレット 3頁

【改定前】

新型コロナウイルス感染拡大など感染症、天災などの不可抗力による開催中止等について

- ・緊急事態宣言の発令による開催中止
- ・緊急事態宣言に相当するイベント開催自粛要請による中止
- ・上記相当の状況により主催者および運営事務局の判断による中止
- ・上記等による開催中止の場合は下記の通り既納出展料金を返金するものとする。
- ・開催日程の変更、開催会場の変更などによる出展申込の取消や内容変更はできません。

出展料金の返金について

2020年12月31日まで	出展料金の全額返金
2021年1月1日～2021年1月31日	出展料金の65%返金
2021年2月1日～2021年2月28日	出展料金の50%返金
2021年3月1日～2021年3月31日	出展料金の35%返金
2021年4月1日～2021年4月9日	出展料金の25%返金
2021年4月10日以降	出展料金の返金はいりません。

【改定後】

新型コロナウイルス感染拡大など感染症、天災などの不可抗力による開催中止等について

- ・緊急事態宣言の発令による開催中止
- ・緊急事態宣言に相当するイベント開催自粛要請による中止
- ・上記相当の状況により主催者および運営事務局の判断による中止
- ・上記等による開催中止の場合は下記の通り既納出展料金を返金するものとする。
- ・開催日程の変更、開催会場の変更などによる出展申込の取消や内容変更はできません。

出展料金の返金について

～2021年4月9日	出展料金の全額返金
2021年4月10日以降	既納出展料金より既発生の費用を控除した残額の一部を返金いたします。

【2020年12月2日改定】

2021年開催案内パンフレット 8頁

【改定前】

INTERMOLD 2021 金型展2021 金型丸の内回廊展2021

会期 2021年4月14日(水)～17日(土)
会場 東京ビッグサイト 青海展示棟

主な出展規程

1. 出展料金等の請求と支払い、返金等について

事務局が出展申込書の記載事項を確認の後、出展者に出品料金の請求書を送付します。出展者は、請求記載の期日までに出品料金を事務局指定の口座へ振込いただく必要があります。なお、出品料金を含む本展示会に関する支払い、返金については取扱手数料は出展者が負担するものとします。

2. 出展申込みの受理、成立期日について

出展者が事務局の定める手続きを行い、その出展申込書申込みシステムの利用、出展申込書の提出、アンケート、メールなどの事務局からの返信がすべて申込成立となります。また、出展内容が展示会場にそぐわない場合や出展資格を有しないと事務局が判断した場合出展をお断りする場合があります。

3. 出展申込の取消(キャンセル)

(1) 出展申込の取消または申込内容の変更は原則として認めませんが、やむを得ない場合は、その理由を明記した文書を事務局に提出し、承認を得てください。
(2) やむを得ない取消の取消もしくは申込内容の変更を行う場合には、その時期に応じた下記の返金率(出展料金を指し)を返金いたします。なお、事務局が出展者の取消の取消変更通知書を受領した日に基づきます。

前日による取消 変更通知を受領した日	出展料率
出展申込日～2020年12月18日	出展料金(税込)の10%
2020年12月19日～2021年1月8日	出展料金(税込)の50%
2021年1月9日～2021年1月31日	出展料金(税込)の75%
2021年2月1日以降	出展料金(税込)の100%

(3) 出展者が上記相当金額を支払っていないときは、取消通知後、直ちに支払うものとなります。出展者が上記相当金額を上記相当金額を超過している場合は、超過分を事務局より返金します。この場合、振込手数料は出展者の負担となります。
(4) 事務局は、次に該当する場合、出展者に対し、何らの予告無しに出展を取消することができ、また、出品料金を全額お支払いいただきます。この場合、事務局は当該場所を適切な方法で使用することができるとします。
① 2021年1月5日(日)までに出品料金を納入しない場合
② 前中申し込みに参加し、2021年4月14日15時までに小間の使用開始しない場合
③ 出展者および事務局が記載の事項に違反し、事務局の報告により取消が認められる場合

4. 小間位置の決定

(1) 小間の位置は、出展者の内容、申込順位、出展実績、会場全体の構成、実業の有無などを考慮して事務局が行い、後日通知します(予定)。出展者は小間の割当てについて、最終出展取り消し申請をしないものとします。
(2) 主催者は、消防法令上または出展者の展示物等向うのために小間位置を変更し、それに伴い割当てを再配置することがあります。その際、出展者は小間位置変更に関する連絡事項は実施していただきます。

5. 小間の振替等の禁止

出展者は、別記の通り小間の全部または一部を第三者に譲渡・貸与もしくは出展者相互間で交換することはできません。

6. 共同出展者の取り扱い

2社以上の会社が共同出展する場合は、原則として1社が代表して申し込みの必要があります。出展料金の請求書は必ず事務局からの全ての連絡は、申込書の実務担当者へのみ送付する必要があります。なお、共同出展する社と並べた時に事務局へ通知する必要があります。

7. 出展者および展示設備・実演に関する規制と撤去・撤出

(1) 小間の出展者および展示設備が、毎日事務局より連絡される期日までに撤去・撤出しない場合は、出展者の費用負担で、事務局にお引取り・撤去されるものとします。
(2) 展示ブースの案内において、本展示会に出展していない企業・職種の製品を使用することを禁止いたします。必ず小間内出展等の手続きを行ってください。

(3) いろいろな方法でも、近隣の小間の妨げとなる小間の操作はできないものとし、近隣小間の出展者から苦情がでた場合、事務局が展示会場上の立場から判断し、小間移動などの変更が必要と判断した場合は、当該小間の出展者からの変更を希望するものとします。この場合に入示する費用、出展者の負担となります。

(4) 既納出展料金を調整し、目的などの観点から調整があると思われる出展者や設備に関して規制または撤去する権限を有するものとします。この場合、事務局は出展者に対して輸送・展示費用などの負担や出展料金などの返金について一切の責任を負わないものとします。

8. 出展物の管理と免責

主催者は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど会場全体の管理・保全にあたりませんが、出展物の天災、不可抗力、盗難、紛失などあらゆる原因により生じた出展物の損失または損害についてはその責任を負わないものとします。出展物、備品の管理は出展者の責任の下、万全を期して行ってください。

9. 損害賠償

出展者は、出展者自身または出展者指定の業者などの代理の不正な、その他の理由により、展示会場または展示会場建物もしくは人身などに対して与えた一切の損害について責任を負うものとします。出展者は賠償に加入するなど、十分な対策を講じてください。

10. 展示会開催概要の変更または開催中止について

主催者は、天災および本項に定めるその他の不可抗力により展示会の開催が著しく困難となった場合、開催概要の大幅な変更、会期・会場を変更、展示規模の縮小、または開催を中止することがあります。主催者は、この決定および実行により被る出展者に生じた損害や費用の増加、その他不利な事態に陥るなどに対する一切の責任を負わないものとします。

(1) 会期変更の取り扱いについて
出展申込みは、変更された会期等について有効とし、変更などを理由として出展を取消することはできません。

(2) 出展料金の返金について
主催者が展示会開催を事前または会期中に中止した時は、既納出展料金から下記に定める金額を返金します。その際、銀行振込手数料は出展者の負担となります。また、主催者が会期変更(延期)を行った場合は、既納出展料金の返金は行わないものとします。

会期変更を行った際は、その変更した開催日程に応じた出展料金の返金規程を、主催者および事務局が設定するものとします。

中止による既納出展料金の返金割合

2020年12月31日まで	出展料金(税込)の全額返金
2021年1月1日～2021年1月31日	出展料金(税込)の65%返金
2021年2月1日～2021年2月28日	出展料金(税込)の50%返金
2021年3月1日～2021年3月31日	出展料金(税込)の35%返金
2021年4月1日～2021年4月9日	出展料金(税込)の25%返金
2021年4月10日以降	出展料金の返金はいりません。

(3) 不可抗力について

戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差支行為、国防、公衆衛生に関する緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制など、主催者のコントロールの及ばないあらゆる原因をいいます。

11. 日本国内への入国手続き

出展者は、本展示会への出展のため日本国内への入国手続きを要する場合は、出展者は自己責任で日本国内への入国手続きを行うものとし、主催者は入国に関する全ての申請書類に担当をいたします。主催者は一切の責任を負わないものとします。また、何らかの理由により入国にできないために出展申込を取消し、キャンセル料は、出展者は主催者に押し、(3) 出展申込の取消(キャンセル)」に定める規制によりキャンセル料を支払うことがありません。

12. 規程の遵守

出展者は本出展規程をはじめとする主催者が定める諸規程を遵守することにより、出展料金を支払うことにより、この規程に従って「本展示会」に参加するものとします。本出展規程において、本出展規程を遵守しないことにより、出展者は主催者が定める全ての規程を本出展者および出展者の利益保護のためのものと見做し、その実行に協力するものとします。

【改定後】 ※10項部分の拡大 赤字部分追加

10. 展示会開催概要の変更または開催中止について

主催者は、天災および本項に定めるその他の不可抗力により展示会の開催が著しく困難となった場合、開催概要の大幅な変更、会期・会場を変更、展示規模の縮小、または開催を中止することがあります。主催者は、この決定および実行により被る出展者に生じた損害や費用の増加、その他不利な事態に陥るなどに対する一切の責任を負わないものとします。

(1) 会期変更の取り扱いについて

出展申込みは、変更された会期等について有効とし、変更などを理由として出展を取消することはできません。

(2) 出展料金の返金について

主催者が展示会開催を事前または会期中に中止した時は、既納出展料金から下記に定める金額を返金します。その際、銀行振込手数料は出展者の負担となります。また、主催者が会期変更(延期)を行った場合は、既納出展料金の返金は行わないものとします。

会期変更を行った際は、その変更した開催日程に応じた出展料金の返金規程を、主催者および事務局が設定するものとします。

中止による既納出展料金の返金割合

2020年12月31日まで	出展料金(税込)の全額返金
2021年1月1日～2021年1月31日	出展料金(税込)の65%返金
2021年2月1日～2021年2月28日	出展料金(税込)の50%返金
2021年3月1日～2021年3月31日	出展料金(税込)の35%返金
2021年4月1日～2021年4月9日	出展料金(税込)の25%返金
2021年4月10日以降	出展料金の返金はいりません。

(3) 不可抗力について

戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差支行為、国防、公衆衛生に関する緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制など、主催者のコントロールの及ばないあらゆる原因をいいます。

【以下、2020.12.2 追記改定】

上記の例外として、新型コロナウイルス感染症拡大により主催者が開催を中止した場合は、既納出展料金を全額返金いたします。ただし、2021年4月10日以降(搬入開始前日)の開催中止の場合は、既納出展料金より既発生の費用を控除した残額の一部を返金いたします。